

議案第35号

愛西市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

愛西市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和7年6月20日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正に伴い、改正する必要があるからである。

愛西市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

愛西市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年愛西市条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表中

日額	12,700円
日額	11,200円
日額	10,700円
日額	10,700円
日額	10,800円
日額	9,600円
日額	8,900円
日額	8,900円

を

「

日額	14,500円
日額	12,800円
日額	12,200円
日額	12,200円
日額	12,400円
日額	10,900円
日額	10,100円
日額	10,100円

に改める。」

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第95条の規定による投票について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第95条の規定による投票については、なお従前の例による。